

公益社団法人砂防学会倫理綱領の制定について

(公社) 砂防学会倫理規定制定委員会委員長 大久保 駿

砂防に関する研究及び砂防事業が国土の保全、国民生活の安全などに果たす役割は大きい。これからの砂防事業は複雑化する自然、社会環境のもと益々多様化していくと考えられ、国民の様々なニーズに応えるため、砂防学会も砂防技術のあるべき方向及び目標を明確に提示することが重要である。

また、先進的な砂防技術を誇る我国が、各国の土砂問題や地球環境問題解決のために寄与することは、砂防学会としての国際的に果たす役割である。さらに、JABEE (Japan Accreditation Board for Engineering Education, 日本技術者教育認定機構) PDE (技術者専門能力開発, Professional Development of Engineers) 協議会、CPD (Continuing Professional Development, 継続能力開発) の枠組みの中でも技術者倫理の重要性が求められている。

このような背景の中、砂防学会として、「砂防に関する研究及び調査を推進することにより広く土砂災害に関する防災科学技術の振興を図り、もって国土の保全、国民生活の安全等に寄与する」砂防学会の基本理念に基づき、社会情勢の変化に応じた新たな視点から砂防技術者自らが担うべき使命と責任の重大さを認識し、砂防技術者の行為のあるべき方向を示す「倫理綱領」を制定した。

平成14年度第4回理事会(平成14年10月13日)において「制定」が決定され、直ちに砂防学会長を委員長とする「砂防学会倫理規定制定委員会」が設置された。幹事会の作業、委員会の審議を経て、平成16年度第1回理事会に報告し了承され、平成16年度の総会に報告するとともに会員に配布したものである。ここに砂防学会誌に掲載し、会員に周知するものである。